平成18年度第3回 兵庫県都市計画審議会

平成18年12月27日(水)パレス神戸2階大会議室

○議長 平成18年度第3回兵庫県都市計画審議会の開催に先立ち、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成18年度第3回兵庫県都市計画審議会を開催しましたところ、委員並びに幹事の皆様には、お忙しい中にもかかわりませず、ご出席いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、今年の6月21日に公布された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する 法律」、いわゆる「バリアフリー新法」が、この12月20日から施行されました。

この法律は、従来の交通バリアフリー法と、現在もありますハートビル法を一体化したというふうにうたってございます。高齢者や障害者等の円滑な移動や建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進することを目的としており、主務大臣による移動等の円滑の促進に関する基本方針の策定、重点整備地区に係る基本方針の策定、移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置などについて定めております。

今回は、旧法では主要な駅等のターミナルの周辺に限定して重点整備地区を制定しておりましたけれども、新法では、ターミナル周辺だけでなく、多くの人々が利用する施設が多く集まる地域を一体的、総合的に整備をするというものになっています。また、障害者等の概念も、これまでよりもかなり広く考えられておるようでございます。旧法では、視覚障害の方々に対しての考慮はありましたけれども、色覚の障害を持たれている方に対してあまり考えてなかったりしました。今度は、精神障害、知的障害等の方々も含めて広く障害に対して考慮をするということでございます。

また、一方では、必ず立案のときには当事者の参加ということをうたってございます。これは、法律の中では最も優れた考え方の一つではないだろうかと思っております。

我々の兵庫県では、平成4年に「福祉のまちづくり条例」を全国で先駆けて制定して、施設のバリアフリー化を推進しており、また、昨年度からは、さらにこれを発展させて、ユニバーサル社会づくりとして様々な取組がなされておりますが、バリアフリー新法はこれらの取組を後押しするものになると思われます。

本日は、今年度第1回の審議会において、知事から諮問を受けております「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の見直しに関する基本的な考え方」について、専門会議から中間報告をしていただくことにしておりますが、マスタープランの見直しに際しても、ユニバーサル社会づくりの観点を盛り込むことが論議されているように伺っております。

専門会議では、当審議会から参画されている近藤委員及び中瀬委員のほか、知事が委嘱さ

れました7名の専門委員によって、座長を中心として、非常にタイトなスケジュールでご検 討いただいているところでございます。各委員の皆様には、心から感謝申し上げます。

本日の案件は、12月22日に事務局から事前説明がありました、「東播都市計画道路の変更」 議案と、ただ今申し上げました諮問関係の中間報告の2件でございます。

このあと、お手元の議案書に基づき議事を進めてまいりたいと存じますが、どうか十分な ご審議を賜りますようお願いいたしまして、ごあいさつにかえたいと思います。

それでは、平成18年度第3回都市計画審議会の第1号議案に入りたいと思います。

審議の中でご発言になる場合は、議事録作成上、皆様の前に置いております名札の番号を おっしゃってからご発言くださるようにお願いいたします。

それでは、まず、第1号議案、加古川市に係ります「東播都市計画道路の変更(3.4.146 号中津水足線ほか1路線の変更)」について、事務局のご説明をお願いいたします。

○事務局 第1号議案、東播都市計画道路、中津水足線ほか1路線の変更について、ご説明いたします。議案書は3から6ページ、議案位置図は1から2ページでございます。

前面スクリーンをご覧ください。

今回、変更を行いますのは、中津水足線及び米田平荘線でございます。

中津水足線は、加古川左岸線を起点として尾上小野線との交差点に至る延長約1,970mの 幹線街路でございます。また、米田平荘線は、米田町船頭を起点として東神吉町出河原に至 る延長約1,820mの幹線街路で、現在、県道高砂加古川加西線として供用されております。

加古川市では、中心市街地への集中交通を分散し、JR加古川駅周辺へのアクセスの向上を図るとともに、都市の骨格を形成する道路として内環状線、中環状線及び外環状線の三環状を都市計画マスタープランにおいて定めております。中津水足線は、このうち中環状線の北側を成す東西方向の幹線道路であり、米田平荘線は加古川右岸エリアの南北方向の幹線道路として位置付けられております。

この度の変更は、加古川市決定の神吉中津線の加古川を渡河する橋梁を整備するに当たり、左右両岸の堤防上を南北に走る道路の線形を改善し、交通の安全性の向上を図る観点から、関係機関と協議を行った結果、ご覧のように、交差点の位置をそれぞれ河川側に移動させることが可能となったことに伴い、変更を行うものでございます。

さらに、中津水足線については、起点を西方向に移動することに伴い、延長を10m追加して1,980mといたします。

赤色が今回の変更に伴い追加する区域、黄色が削除する区域、青色が変更のない区域でご

ざいます。

先ほどご説明しましたとおり、中津水足線については、起点を西方向に移動するととも に、加古川左岸線との取り合い部分について、一部区域を削除いたします。

また、米田平荘線については、神吉中津線との交差点位置の変更により、交差点付近の線 形を変更するとともに、一部区域を変更いたします。

なお、関連案件である、加古川市決定の神吉中津線及び加古川左岸線につきましても、神 吉中津線の終点を西方向に、加古川左岸線の終点を南方向に変更するとともに、一部線形及 び一部区域を変更いたします。

本都市計画案をまとめるに当たり、9月24日に住民説明会を開催し、本日と同様の説明を しております。

また、本案について、10月24日から2週間の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

なお、市決定の案件につきましては、去る12月7日に開催された市の都市計画審議会において、原案どおり承認され、同日付けで市長へ答申されております。

県決定の案件につきましても、合わせて原案どおり承認されております。

以上で、第1号議案の説明を終わります。

○議長 ただ今、第1号議案の説明が事務局からありましたが、これにつきまして、ご質問又はご意見ございましたら、お願いいたします。

ご質問等がないようですので、それでは、お諮りいたします。

なお、専門委員におかれましては、採決に加わることができないということを申し添えさせていただきます。

第1号議案「東播都市計画道路の変更(3.4.146号中津水足線ほか1路線の変更)」については、原案どおり可決してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 ご異議がないようですので、第1号議案「東播都市計画道路の変更(3.4.146号中津水 足線ほか1路線の変更)」については、原案のとおり可決いたします。

県決定の都市計画案件につきましては、以上でございます。

この結果は、直ちに知事あてに答申することにいたします。

続いて、諮問関係に移ります。

本年度の第1回審議会で諮問を受けました「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等

の見直しに関する基本的な考え方について」は、現在、「都市計画区域マスタープラン等の 見直しに関する兵庫県都市計画審議会専門会議」においてご検討いただいております。

同専門会議では、当審議会から参画いただいています近藤委員及び中瀬委員のほか、新た に知事が委嘱されました7名の専門委員によって検討を進めていただいているところでござ います。

本日は、同専門会議から諮問に対する中間報告が提出されております。座長をお務めいた だいている専門委員から、ご報告をお願いしたいと思います。

それでは、よろしくお願いいたします。

○31番 この本審議会のもとに設けられております専門会議で座長を務めさせていただいて おります。どうぞよろしくお願いします。

これまでの検討結果を、中間報告案としてこの度まとめましたので、ご報告させていただきます。

具体的な内容につきましては、この後、事務局から説明をいただきますので、私からは、 専門会議のこれまでの経過と、中間報告のポイントについてご説明させていただきたいと思 います。

専門会議につきましては、先ほど議長のほうからご紹介ございましたように、今年の6月の都市計画審議会で諮問を受け、答申案作成のために、私を含む9名の委員により構成されました。その9名につきましては、参考資料2に一覧表の形で出されております。本審議会からは、先ほどもご紹介ございましたように、中瀬委員と近藤委員にご参加いただいておるところでございます。

本日までに、4回の専門会議で議論を重ね、中間とりまとめに至ったわけでありますが、 今後は、来年1月から2月にかけてパブリックコメントを県のほうで実施していただき、2 月末をめどに、第5回の専門会議を開催する予定となっています。

6月のこの審議会での諮問を受けて、第1回の専門会議がもたれましたのが、本年9月1日でございます。この第1回の会議では、都市計画区域マスタープラン等の見直しに関する視点について、それから、広域都市計画基本方針、これは仮称でございますが、それの必要性について、それから、都市計画区域の再編について、この3つについて議論をしたところでございます。

10月12日には第2回専門会議を開かせていただきました。ここでは、各政策課題に対応する都市計画の基本的な考え方について、それから、広域都市計画基本方針(仮称)の策定内

容について、議論をさせていただきました。

続きまして、11月9日に第3回の専門会議がもたれましたが、ここでは、中間報告素案について、特に、政策課題に対応する都市計画の基本的な考え方を中心に、議論をさせていただきました。

12月7日の第4回専門会議で、この度の中間報告案をとりまとめたわけでございます。ほぼ9月から月に1度のペースで専門会議をもたせていただいたことになります。

これらを踏まえて、本日ご報告いたします中間報告案がとりまとめられたわけでありますが、中間報告案におきましては、お手元の資料、フリーペーパーはA4の34ページからなりますものがございますが、この概要をとりまとめておりますのが、資料2としてA3の2枚ものでつくられているものが、お手元にあろうかと思います。

資料2のほうが全体の構成がよくわかろうかと思いますが、ここにありますように、まず、現状に対する認識と課題、これを受けて、2番目に目指すべき都市づくりとして「生活の質を向上させる都市づくり」、「にぎわいと活力を生み出す都市づくり」、「安心して暮らせる安全な都市づくり」、「広域的な交流と連携の都市づくり」、この4つのテーマを掲げさせていただきました。

それから、計画策定に当たって配慮すべき事項を洗い出し、都市計画区域マスタープラン 等のあり方に関する基本的な考え方としてとりまとめております。

さらに、2枚目に移りますが、3番目に、広域都市計画基本方針の策定、そして、それを受けて、都市計画区域等の設定の考え方、それから、都市計画区域マスタープランに盛られるべき内容について、さらに、それを受けた形で、都市計画区域に関するその他の方針、最後に、区域区分のあり方とその考え方についてというふうな構成で、この中間報告案は成り立っております。

また、タイトルについて、諮問では、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の見直しに関する基本的な考え方について」というのを、今回は特に「あり方に関する基本的な考え方」という表現にさせていただいておりますけれども、これは、議論の過程の中で、広大な県土の中で土地利用を考える際に、単に都市計画区域のみの、区域の中だけを考えるということでは、十分にその役割が果たせないだろうということで、区域外との関係を常に視野に入れる必要があると。そのことが、実は、広域都市計画基本方針という形で提案をさせていただいている部分でもございます。

加えて、ご承知のように、市町合併に伴って、行政的枠組が大きく変化しております。こ

のことも踏まえて、都市計画区域と、それから、都市計画そのもののあり方を、根幹に立ち 戻って議論しようとする、あるいは、議論させていただいたということで、こうした気持ち を込めて、「見直し」というのを、「あり方」に関するとさせていただいたわけです。

なお、通称、いわゆる、都市計画区域マスタープランといわれているものでございますけれども、この都市計画区域マスタープランは、法改正が出されまして、今回で2回目の策定ということになるわけであります。そうしたことも念頭にした上で、改めて考え直すというふうなことをさせていただいたということでございます。

それでは、事務局から、具体的な内容についての説明をお願いしたいと思います。

○事務局 中間報告案の概要のご説明をさせていただきます。

資料は、先ほどもありましたように、A3版の2枚ものとA4版の中間報告案と表記しているものです。

それでは、A3版の別紙資料2及び前面スクリーンにより、中間報告案の概要をご説明させていただきます。

まず、中間報告案の構成ですけれども、これは、先ほど座長からも説明がありましたように、1番で、都市を取り巻く環境の変化など、「現状に対する認識と課題」について分析を行っております。「目指すべき都市づくり」として、都市づくりの目標を掲げ、今後の計画策定に当たっての配慮すべき事項が示されております。

以上が、A3版の1枚目に示されております。

ここからは、A3版の2枚目になるわけですけれども、次に、これらを受けて、広域都市 計画基本方針を策定し、都市計画区域等の設定、都市計画区域マスタープラン、これは、制 度の中では、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針と、法律ではそういう名前になって おりますけれども、通称として、都市計画区域マスタープランと呼ばれているものでありま す。この都市計画区域マスタープラン、都市計画区域に関するその他の方針、区域区分につ いて、各々のあり方に関する基本的な考え方を示すことで構成されております。

現状に対する認識と課題について、兵庫県の都市計画区域は、ピンク色と緑色で示しています線引き都市計画区域と、橙色と肌色で示している非線引き都市計画区域が指定されています。都市計画区域の人口は、県人口の95%にあたる約529万人であり、面積は、県土面積の53%にあたる約45万haを占めております。

都市を取り巻く環境の変化としては、「人口減少、少子高齢化の進行」、「都市づくりに対するニーズの変化や意識の高まり」、「産業構造の変化」、「モータリゼーションの進展と高

速道路網の整備」、「都市機能の拡散と中心市街地の活力低下」、「オールドニュータウンの 発生」、「市町合併による行政区域の拡大」、「震災からの復興」、以上8つの項目を挙げてい ます。

兵庫県の人口減少、少子高齢化の進行について、赤色の折れ線グラフは人口の将来推計で、平成22年の約562万人をピークに減少に転ずると想定されております。青い折れ線グラフは世帯数の将来推計で、人口から15年ほど遅れた平成37年の約220万世帯をピークに減少に転ずると想定されています。

地域別の人口推移ですが、これは県民局別の人口推移です。左側のグラフが、上から、神戸、阪神南、阪神北、東播磨、中播磨、右側のグラフが、上から、北播磨、西播磨、但馬、 淡路、丹波です。神戸、阪神地域を除く地方部において、既に人口減少が始まっています。

次に、年齢4区分人口の全体に占めるシェアの将来推移を示しています。青色で示している15歳未満の人口の割合は年々減少しているのに対して、橙色と茶色で示している65歳以上の高齢者人口の割合は年々増加していくと予想されています。

都市づくりに対するニーズの変化と意識の高まりについて、量的拡大のみを追求する経済 成長が終息し、心の豊かさや生活の質の向上に対するニーズが高まっています。

犯罪の増加や凶悪化に伴い、県民の地域の安全についての意識が高まっています。

地域づくりの担い手として、国が市町村を対象に行ったアンケート調査においては、エンジ色が、今後、特に「地域づくりを担うべき人、組織」、紫色が、現在「地域づくりを担っている人、組織」を示しており、今後、地域づくりの担い手として、市民一人一人やNPOの果たす役割が重要視されています。

産業構造の変化については、県内の産業別総生産の推移で、赤色が第1次産業、黄色が第 2次産業、青色が第3次産業を示し、第1次産業は依然として減少傾向、第2次産業は近年 には現状維持、第3次産業は今しばらく拡大傾向にあります。

農林業の担い手の状況については、従事者の高齢化と後継者の不足が問題となっております。

モータリゼーションの進展と高速道路網の整備についてですが、自動車保有台数、運転免 許保有者が増加傾向にあります。

また、高速道六基幹軸など、高速道路網の整備も進められています。

都市機能の拡散と中心市街地の活力低下について、県内のある市の中心市街地の衰退の 状況を示しています。ピンク色の棒グラフは郊外、水色の棒グラフは中心市街地の大規模 小売店舗の売場面積について示しています。また、ピンク色の折れ線グラフは中心市街地の人口、青色の折れ線は中心市街地の小売業販売額を示しており、中心市街地の人口減少が、大規模小売店舗が中心市街地から郊外へと移るとともに、中心市街地の小売業販売額が減少しています。

オールドニュータウンの発生について、明舞団地の世代別人口構成の推移を示しています。65歳以上の高齢者人口が急速に増え、15歳未満の年少人口が急速に減少しています。

市町合併による行政区域の拡大について、平成11年の篠山市の合併以降に、21市70町あったものが順次合併し、現在29市12町となっており、行政区域が広域化しています。

以上のような、現状に対する認識と課題を踏まえ、今後、目指すべき都市づくりについてご説明いたします。

目指すべき都市づくりとして、成熟社会における4つの都市づくりの目標を設定しています。

まず、「生活の質を向上させる都市づくり」として、3つの都市づくりを示しております。 日常生活圏に都市機能を集積し、それを活かした身近な都市づくり、ユニバーサル社会の 実現を目指す都市づくり、良好な景観の形成や都市の緑化を推進する、美しく快適で暮ら しやすい都市づくりを進めます。

続きまして、「にぎわいと活力を生み出す都市づくり」として、市街地の拡散を抑制し、都市機能の集積を図ることによって、中心市街地の活性化を図る都市づくり、オールドニュータウンや市街化調整区域の集落など、郊外部の活性化を図る都市づくり、多様な交通ネットワークを形成する都市づくり、工場跡地などの大規模な遊休地を都市の貴重な資源として活用する都市づくりを進めます。

「安心して暮らせる安心な都市づくり」としては、災害に強い都市構造の構築や密集市街 地対策など、総合的な防災や減災に配慮した都市づくり、防犯に配慮した都市づくり、阪神 淡路大震災の教訓を活かした創造的な復興の都市づくりを進めます。

「広域的な交流と連携の都市づくり」としては、都市と農山漁村、河川流域の上流と下流 地域などにおける交流と連携の都市づくり、モータリゼーションの進展による生活圏域の拡 大や市町合併による行政区域の拡大を踏まえた都市機能の連携、役割分担など広域的な視点 による都市づくり、交流と連携を図るために、その各々の都市において地域特性を活かした 都市づくりを進めます。

これらの都市づくりの目標を踏まえた都市計画区域マスタープラン等の「計画策定に当た

って配慮すべき事項」として、「21世紀兵庫長期ビジョン」やまちづくり基本条例に基づく「まちづくり基本方針」など上位計画との整合、広域的な課題に対する都市計画に関する基本方針の策定、市町合併に対応した都市計画区域の再編、都市計画への住民意向の反映、関連する計画、方針の推進との連携などに配慮します。

これらの都市づくりの目標と計画策定の配慮事項を踏まえ、「広域都市計画基本方針」の 策定を行います。都市計画区域を超えて広域的な政策課題への対応や、市町合併による行政 の広域化への対応、広域的な観点から土地利用の調整などを図る観点から、「地域ビジョン の7つの圏域」を基本として、広域的な都市計画の基本方針を策定することが必要となって います。

「広域都市計画基本方針」の位置付けとしては、「21世紀兵庫長期ビジョン」や「まちづくり基本方針」の考えを受けて策定するものとし、都市計画区域マスタープランや市町都市計画マスタープランのガイドラインとします。

内容については、周辺地域との関係も踏まえた都市づくりの課題や目標を示し、広域的な課題への対応として、地域都市核の機能の連携、広域ネットワークの形成、大規模集客施設等の立地誘導、抑制、都市と農山漁村の交流等への対応、インターチェンジ周辺や広域幹線道路沿道等の土地利用規制のあり方などを示します。

「都市計画区域等の設定」については、まず、都市計画区域を再編する必要性を示しています。住民の生活圏の拡大などにより、現行の都市計画区域と実態的な生活圏域とのずれが生じたことや、市町合併による行政区域の広域化によって、下の図のように、一の市町に複数の非線引き都市計画区域が併存する場合や、一の市町に線引き都市計画区域が併存する場合など、都市計画区域の再編を検討する必要性が生じています。

都市計画区域の指定に関する基本的な考え方は、一体的な都市として総合的に整備、開発 及び保全する区域を指定し、特に、市町合併に起因する都市計画区域の再編については、これまでの指定の経緯や新市町の計画等も考慮して、総合的に判断いたします。

次に、「都市計画区域マスタープラン」についてですが、都市計画区域マスタープランは、都市計画区域ごとに策定し、長期的な視点に立った区域の将来像を明確にし、その実現に向けた道筋を示す役割を担っています。その基本的な考え方は、平成17年を基準年として、概ね20年後の都市の姿を展望し、主要な土地利用、都市施設、市街地開発事業について、将来の概ねの配置や規模などを示します。都市計画区域マスタープランの個別の方針に都市づくりの目標が反映されます。

土地利用に関する方針として、都市機能の集積を図ること、中心市街地の居住環境の向上を図ること、オールドニュータウンの再生を図ることとします。また、自然的環境に関する方針として、海、山、川といった地域を特徴づける自然の保全、水辺空間や緑地、森や林など都市に残る貴重な自然的環境の保全、都市づくりの過程で失われてきた自然的環境の回復などに取り組むこととします。

交通に関する方針として、多様な交通ネットワークの形成、公共交通の整備、道路交通の整備などについて示すこととしています。また、都市環境に関する方針として、都市緑化の推進、水と緑のネットワークの形成、都市環境の保全などについて示すこととしています。

市街地整備に関する方針として、生活関連機能の集積、中心市街地の機能回復、大規模遊休地の適切な土地利用などです。都市防災に関する方針として、地震災害対策、水害、土砂災害対策、震災復興の継続的取組などを示すこととします。景観形成に関する方針として、歴史、文化、風土など多様な地域特性の活用、美しい景観へのニーズの高まりを踏まえた県民等の参画と協働の推進、景観条例や緑条例等及び市町との連携などです。

続きまして、都市計画区域に関するその他の方針について説明します。先ほど説明しました都市計画区域マスタープランの内容の一部を、より具体化した4つの方針があります。

「都市再開発の方針」については、人口、産業規模に応じた適度な密度と広がりをもった 都市を目指し、既成市街地の整序を図るとともに、再開発ビルのリニューアル等、既存施設 の利活用や、市街地内の低未利用地の利活用などに努めながら、都市の再開発を進めること としています。

次に、「防災街区の整備の方針」については、火災の発生とその延焼により、広範囲に被害が及ぶ恐れのある密集市街地について整備を進め、道路、公園等、防災性を高める公共施設の整備と建築物の耐震化及び不燃化を一体的に進めることとしています。

続いて、「住宅市街地の開発整備の方針」については、この度、住生活基本法の制定により、「兵庫県住生活基本計画」を策定することとなったことから、この計画に適合するものとして、神戸、阪神間、東播、中播、東条及び吉川の各都市計画区域について定めることとします。

続いて、「拠点業務市街地の開発整備の方針」については、前回の見直し以降、特に状況の変化もないことから、都市計画区域マスタープランの中に基本的な考え方を記載するものとします。

次に、「区域区分」について示しています。「区域区分」とは、無秩序な市街化を防止し、

計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域に区分することをいいます。既存 ストックを活用し、新たな郊外開発などによる都市の拡散を抑制することを役割とし、新た な大規模団地の開発を目的とした市街化区域の拡大は原則行わず、当分の間、市街化が見込 めない市街化区域は市街化調整区域への編入を検討します。

以上が、中間報告案の概要でございます。これで説明を終わらせていただきます。

なお、本中間報告案につきましてパブリックコメントを実施し、提出された意見を踏まえて、再度、専門会議でご審議いただき、その成果を来年度の第1回審議会に答申案として付議させていただく予定です。

○議長ありがとうございました。

先ほどの座長と、ただ今の事務局から報告がありました「都市計画区域の整備、開発及び 保全の方針等の見直しに関する基本的な考え方について」という、知事からの諮問について の中間報告について、質問又はご意見ございましたら、お願いいたします。

- ○26番 事前説明会のときにも少し、テーマそのものといいますか、今回の見直しについての諮問されたテーマについて、その命題についてお聞きをしたところなんですが、これは、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の見直しに関する基本的な考え方について」諮問をするということについて、今、中間報告案のテーマでは、その「見直し」を「あり方」に関するということで、ご説明の中では、都市計画区域外との関係もあったり、あるいは、市町合併というようなことがあったんですが、これはこれとして、あくまでも、パブリックコメント等をかけるときにも含めて、この見直しという言葉が、どう県民の中に理解がされるのか。今、ご説明のあったことも含めて、あくまでもこの諮問のテーマに沿ったというより、そのテーマそのものの命題というか、そういうふうなことになるのかどうか。その辺を少しお聞きしたいと思います。
- ○議長 事務局から考え方を説明してください。
- ○事務局 これから平成20年度に向けて行う、都市計画区域マスタープラン、区域区分、都市 再開発方針等などの変更を検討するということで、「見直し」として諮問させていただいて おります。今回、中間報告案では「あり方」として示していますけれども特にこのことに関して、別のものを示すということではなくて、本来見直しということは、これまでの指定経 緯というのをあくまでも尊重するものであり、これは、都市計画本来の考え方で持っておりまして、その考え方の中でやるのは間違いないんですけれども、時代の流れの中で都市計画 そのもののあり方に立ち返って、今回、各専門委員の先生によって議論をしていただいたと

いうことで、このような表現になっています。見直しについて、中身をこれまでと別のものとして議論していただいたわけではなくて、従来の趣旨に沿って、本来の形に立ち返って議論していただいたということになっています。これまでの都市計画の考え方を尊重しつつ、都市計画のあり方を根幹に立ち戻って議論したので、最終的には「あり方」という形で中間報告案が策定されています。この形でパブリックコメントも実施したいというふうに考えております。

○26番 今のご説明で、なぜそういうことを深くお聞きをするかといいますと、パブリックコメントをかけるときに、こういった中身というのは、ややもすればわかりにくい。自分たちが住み、生活をしていく、非常に大事な、根幹に関わる問題ではありますけれども、なかなか、パブリックコメントを行ったからといって、どれだけの県民が参加できるかなというような中にあって、見直しということであるならば、その見直しの言葉どおりでいけば、今おっしゃったように、現在あるものをどう見直していくかというのが、今回諮問された専門会議のメンバーによって検討がなされて、一定の報告が出ているということではっきりするというふうに思うんですね。ですから、パブリックコメントの示し方に工夫がほしいなというふうなことを言いたいがためにそういうことを言ったんです。

できるだけ、パブリックコメントを行うときには、県民にわかりやすく、それはより具体的に、どういうふうに見直し、今おっしゃられたあり方、どういうふうに変えていこうとしているのか、それには、人口の問題なり、都市の形成の問題なり、いろいろ具体的に今ご報告がありましたから、それを、平板な伝え方ではなくて、やはり特徴的に、ここのところ、ここのところというポイントをやっぱりお示しをいただきながら、できるだけ、パブリックコメントで意見が言いやすいような形を、ぜひ工夫をしていただきたいんですね。

それには、先ほどご報告があった、専門会議が4回開催されて、こういったこと、こういったこと、それぞれ、1回目の視点についてだとかいうことで、お話し合いの中身が一定、我々のところには提示されましたけれども、県民にも、そういったことが、4回の中でこういう話し合いがなされましたよと。具体的には、こういうふうに見直しをしていく、前はこうだったけれどもこうだよという、比較検討というようなことがわかれば、より意見が言いやすいのではないかなというふうに思いましたので、その「見直し」という言葉に、非常に私はこだわったわけです。

その辺で質問ですが、パブリックコメントをお示しになる資料、県民に提供する資料としては、どういったものを、まず、この概略になるのか、それとも、今日いただいた中間報告

案そのものの全文が掲載されるのか。その辺について少しお答えいただければと思います。

- ○議長 お答えいただけますか。
- ○事務局 ご指摘のあったように、パブリックコメントを示す場合については、この中間報告案そのものも、当然示しますが、わかりやすいという意味については、今回示しております概要版について、これを再度、中身を検討いたしまして、なるべくわかりやすい形で示したいというふうに考えています。「用途地域等の指定に関する基本的な考え方について」も昨年度パブリックコメントを行っておりますが、そのときにも、どうすれば県民の皆様にわかっていただけるかを配慮しております。パブリックコメントをわかりやすい形で行うことについては、今後、工夫させていただきたいと思います。
- ○26番 ぜひ工夫をしていただいて、専門家だけがそれを見るわけではなく、むしろ、普通の県民がそれを見て、意見が言えるというふうにしていただきたいなと思います。

それと、もう一つ、私自身の、今のご報告を聞いて、ざっと、中間報告の案の斜め読みをさせていただきましたが、お聞きをしたいのは、それぞれの分野で、見直すというか、あり方についてのご報告があったわけですが、そこにはそれぞれ、例えば、各条例、各計画、これとの整合性を図りつつという言葉が随所に出てまいります。その中で、新法ができたり、法の改正があったりで、いろいろ、その中には、具体的に入っているんだろうとは思うんですけれども、上位計画に当たるものというのは、ここでは何の計画だというふうにとらえたらよろしいんでしょうか。

- ○事務局 先ほどのご説明の中でも出てきたんですけれども、一つは、「21世紀兵庫長期ビジョン」、もう一つは、我々の局で所管しております、まちづくり基本条例に基づく「まちづくり基本方針」ということになります。
- ○26番 最後に、要望ですけれども、ぜひ、そうなりますと、長期ビジョンということでは、それぞれの地域の特性なども出てきたように思います。中間まとめの中でも出てきたと思いますから、それも、パブリックコメントをかけるときに、どこに住んでいるかによって、どういうふうな見直しが、但馬ではこうだけれども、神戸ではこうだというふうなことが、やはり、そこに住んでいる人、又は、住んでなくても、県民としてそこに思いを寄せるような方々が意見が言えるような、それぞれの地域の特性も、今ご報告があったように、これも工夫をしていただいて、ぜひパブリックコメントにかけていただけたらというふうに思います。
- ○議長 ありがとうございました。

○24番 おそらく、私のイメージが間違っているのかどうかを、若干チェックをする意味で も、ご質問といいますか、お伺いしたいんです。

当然、マスタープラン、基本的な考え方を、今回、一番最初の8つの項目に、認識と課題という形でまとめておられます。これが20世紀型の都市づくりから21世紀型の都市づくり、これについて、20世紀型の都市づくりの反省の上に立って、21世紀型の持続可能な都市づくりというふうなことを示すものではないかと受け止めています。そのたたき台を、まずは県民に示していく専門会議の中間報告だなと、こういうふうに受け止めております。当然、その策定に当たって配慮すべき事項の中に、都市計画への住民意向の反映という形で書いてありますとおり、パブリックコメントを今後やっていくということも、そのとおりだと思うんです。

地域、地元、足元というところでは何が今まで始まっておったかというと、まちづくり協議会というのが、各市町で、既に継続的に行われております。具体的には、地区計画を立ち上げていく、そういうふうな作業も行われておりますし、また、市、県とも、そういった活力に対する支援事業も、当然、プロパーを入れながらやってきた。そういうふうな、計画的な事業の上に、このまた機能的な、新しいといいますか、考え方を打ち出していきながら、たたき台を、若干、方向修正もしながらやっていく。こういうイメージではないかな、こういうふうに私は思っておるわけです。

そこで、中間報告案の26ページの、詳細のところに入っていいのかどうかわかりませんが、この26ページに、(ウ)から(カ)まで、非常に喫緊の課題として、今、都市、あるいは、都市周辺部が抱える問題が列記されております。さらに、抽象的かなと思ったら、かなり具体的な部分まで、しっかりと中間報告をされています。あまり深く入ってしまうと、地域差、温度差、兵庫はあまりにも南北に広うございますので、そのあたりが非常に難しいのかなと思いながら、入るべきところは入り込んで書いておられるということなんです。

何が言いたいかと言いますと、要するに、産業構造が大きく変化する中で、例えば農村部の、農業という部分を、やはり、産業としての生業としてどう立ち直らせていくか。そういった部分を直接、イメージとしてわくような表現を、ぜひとも、例えば、農業においてはやっていただけたらと思います。

市街化調整区域、この絵面を見ましても、図面上、兵庫の全図を見ましても、ほとんどが 調整区域です。しかし、調整区域で置いておくのは非常にたやすいことで、まさに、ビオト ープのままほっておくということですから。そうではなしに、やはり、調整区域をどうする のか、いかに活力低下を活性化していくんだというふうなところも重要です。そういったところについては、非常に具体的に提言をしていったらいいか、専門家の意見を聞きたいなというのが、おそらく地域で今始まっている、まちづくり協議会や地区計画の中で戸惑っておられる部分ではなかろうかなと思います。市街化区域については、ほとんど、今まで、20世紀のまちづくりの中で出尽くしていますので、市街化調整区域をどうするのかといった部分も、今後、兵庫としては強調していただきたいなと、かように思います。これは要望というか希望です。

それと、最後に一つ、やはり、言葉が非常に、キャッチコピーが今、当然、マスコミにも 出ております。こういった基本マスタープランを変更するに当たって、20世紀から21世紀だ というような部分を、より県民に、まさにワンフレーズでわかりやすい、ああなるほど、こ ういうまちづくりが変わっていくんだなという、キャッチコピー的なものが、僕はいるんじ やなかろうかと。勝手に思うんですが、そういうのも、ある程度、アイデアとして出るなら ば、期待をしたいなと思っています。

○議長ありがとうございます。

他にご意見、ございますでしょうか。

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の見直しに関する基本的な考え方について」という、知事の諮問文は変わってございませんので、パブリックコメントのタイトルも、それで始まるということになろうと思います。

ただ今、2人の委員から、いろいろ質問、ご意見ございましたけれども、そういうことも 踏まえて、パブリックコメントにかけていただきたい。そうして、最後の専門会議のところ で、パブリックコメントを含めて、今のご意見等を十分に取り込んだ形で、答申案を作成し ていただきたい。非常に大変な作業をおまかせしながら、申し訳ありませんけれども、どう ぞよろしくお願いいたしたいと思います。

○31番 貴重なご意見賜りまして、ありがとうございました。

今日の「見直し」と「あり方」のことにつきましては、実は、議論の最終段階で、これまでの議論、4回重ねてきたけれども、やっぱり、私どもの印象はむしろ逆でして、単に見直しということではなく、小手先であるけれど、議論はやはりもう少し、この機会に随分掘り下げた議論をやってきたという私どもの気持ちが、タイトルに「見直し」というのでは少し表しきれないなと、こういう意味でありまして、特段の意味はございません。

それから、今、いろいろご意見賜りました、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等

のあり方、この保全の方針そのものをこれはしているのではなくて、各都市計画区域に、それこそ、都市計画区域ごとのマスタープランをつくるときのガイドラインを示している。こういうことに留意して、それぞれの都市計画区域、マスタープランは具体的に策定してほしい、こういう趣旨の作業でございますので、その点もよろしくお願いいたします。

したがって、先ほどご意見ございましたように、県下には様々な都市計画区域がございますので、これをすべてうまくすくいあげるというのはなかなか難しいんですが、ただ、あまり、上澄みだけやると何もないので、できるだけ具体的には努めたつもりでございますので、この点についても、ご理解いただければと思います。

今日の貴重なご意見等、あるいは、これからいただきますパブリックコメントの結果を踏まえて、なお、検討させていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長 知事の諮問に対して、もう一度、根本から考え直して組み立てをされた、そういう、本来のあり方が、気持ちが出ていて、今回の説明では、「あり方」に関する基本方針と、ここへ出てしまったからだと思いますので、そのあたりは、事務局も、パブリックコメントについては、十分工夫すると思います。わかりやすい、そして、意見の出しやすいパブリックコメントで意見をまとめていただきたい。多くの人がコメントをするという、しやすさが大事だと思います。1件しかなかったということではちょっとさみしいですので、どうぞ、事務局も、専門委員の先生方と十分ご相談をして、わかりやすい、そして意見の出しやすい、いわゆる当事者参加でございますので、十分コメントが、いっぱい出てくるようなパブリックコメントをつくっていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

また、議会では、それらを受けて、我々の答申がいきましたら、今度はまた、非常に大きな、大局的な見地からまたご議論をいただいて、それを県政に反映するという、そういうことだろうと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で、本日予定しておりました案件はすべて終了いたしました。

それでは、これをもちまして、平成18年度第3回の審議会を閉会いたします。皆様には、 非常に熱心にご議論いただき、また、専門委員からもご説明いただきまして、本当にありが とうございました。

閉 会 午後3時

平成18年度第3回兵庫県都市計画審議会出席委員名簿

日 時:平成18年12月27日 午後2時~午後3時 場 所:パレス神戸 (神戸市中央区)

区 分	氏		名	職名	備	考
学識経験のある者 (50音順) (第3条第1項第1号)	陰 山		凌	兵庫県道路公社理事長		
	多淵	敏	樹	県立福祉のまちづくり工学研究所長	会	長
	中 瀬		勲	兵庫県立大学教授		
	西		勝	神戸大学名誉教授		
	前 田	雅	子	関西学院大学教授		
	三輪	康	_	神戸大学助教授		
関係行政機関の職員 (第3条第1項第2号)	進藤	眞	理	農林水産省近畿農政局長	代	理
	久 貝		卓	経済産業省近畿経済産業局長	代	理
	布村	明	彦	国土交通省近畿地方整備局長	代	理
	島崎	有	平	国土交通省近畿運輸局長	代	理
	末井	誠	史	兵庫県警察本部長	代	理
市町の長を代表する者 (第3条第1項第3号)	矢 田	立	郎	神戸市長	代	理
	首 藤	正	弘	太子町長 (兵庫県町村会)		
	寺 本	貴	至			
	葛西	利	延			
県議会の議員	野間	洋	志			
(第3条第1項第4号)	芝野	照	久			
	佃	助	三			
	毛利	り	ん			
市町の議会の議長を 代表する者 (第3条第1項第5号)	浜 本	り~	つ子	神戸市会議長		
	小 林	正	典	篠山市議会議長(兵庫県市議会議長会)		
	橘	秀	夫	香美町議会議長(兵庫県町議会議長会)		

専門委員	<i>‡</i> :	ш	Д.	ル	神戸大学教授	
(第3条第2項)	女	田	ш.	11-	作广八子初文	